

○厚生労働省告示第二二三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第九条第一項の規定により、試験検査の業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成三十年四月十六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

登録番号	氏名又は名称	住所	試験検査を行う事業所の所在地	試験検査の区分	廃止の日
七八	一般社団法人埼玉県薬剤師会	埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号	埼玉県さいたま市北区土呂町一丁目五十番地四	理化学試験	平成三十年三月三十一日
一六七	公益社団法人広島県薬剤師会	広島県広島市中区富士見町十一番四十二号	広島県広島市中区富士見町十一番四十二号	理化学試験	平成三十年三月三十一日